

# 福島県建築指導課所管補助事業の併用関係一覧

□各事業の併用に係る関係性は下表のとおり。

□対象住宅一棟に対し、県費補助が重複しない（一部事業を除く）ことを原則とする。

【凡例】 ○：併用可、 ×：併用不可、 -：対象外

内容	事業名	木造住宅等耐震化支援事業			「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業			省エネルギー住宅改修補助事業	多世代同居・近居推進事業	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	来てふくしま住宅取得支援事業 (市町村+県補助)
		耐震診断	耐震化工事 (改修・建替)	ブロック塀耐震化	改修	除却 (建替)	状況調査				
木造住宅等耐震化支援事業	耐震診断		○	○	○	○	×	○	○	○	○
	耐震化工事 (改修・建替)	○		○	○ ※1	×	○	○ ※1	×	○	○
	ブロック塀耐震化	○	○		○	○	○	○	○	○	○
「住んでふくしま」 空き家対策 総合支援事業	改修	○	○ ※1	○		×	○	×	×	-	×
	除却 (建替)	○	×	○	×		○	×	×	-	×
	状況調査	×	○	○	○	○		-	○	-	○
省エネルギー住宅改修補助事業		○	○ ※1	○	×	×	-		×	-	×
多世代同居・近居推進事業		○	×	○	×	×	○	×		×	×
ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業		○	○	○	-	-	-	-	×		×
来てふくしま住宅取得支援事業 (市町村+県補助)		○	○	○	×	×	○	×	×	×	

(注) ※1：「木造住宅等耐震化支援事業」の耐震化工事（改修）と他補助事業（住んでふくしま空き家対策総合支援事業、省エネルギー住宅改修補助事業、多世代同居・近居推進事業）において、補助対象となる工事箇所及び内容が重複（例：耐震化工事で筋交いを入れる壁が他補助事業で補助対象となっている等）しないこと。

※2：「来てふくしま住宅取得支援事業」が市町村費のみで実施される場合は、併用を可能とする（県費を含まないこと）。

※3：事業を併用するときは、あらかじめ関係市町村及び各建設事務所窓口を確認すること。

住宅の新築・改修に係る国・市町村補助事業と県建築指導課所管補助事業の併用関係一覧表

福島県建築指導課

【凡例】 ○:併用可、 ×:併用不可、 -:対象外

				県建築指導課所管補助事業					
主事業	目的	事業名	補助対象事業別	木造住宅等耐震化支援事業 (既存の耐震改修・建替)	「住んでふくしま」 空き家対策総合支援事業 (中古の改修・建替)	多世代同居・近居 推進事業 (新築・中古取得、改修)	ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業 (木材利用の新築)	省エネルギー 住宅改修補助事業 (既存の断熱改修)	来て ふくしま 住宅取得支援事業 (新築・中古の取得)
国事業	省エネ関係	・戸建住宅ZEH化等支援事業 ・こどもみらい住宅支援事業	新築	○ ※1	○ ※2	○	○ ※2	-	○ ※2
		・戸建住宅ZEH化等支援事業 (再掲) ・こどもみらい住宅支援事業 (再掲) ・既存住宅の断熱リフォーム支援事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業	改修	○ ※1	○ ※2	○	-	○ ※2	○ ※2
(国費活用事業含む) 市町村事業	移住・定住	・移住定住促進事業(住まいの確保対策) (被災12市町村を対象とした空き家の改修補助)	賃貸改修	-	○ ※2	-	-	-	-
			取得改修	○ ※1	○ ※2	○ ※2	-	○ ※2	○ ※2
	その他	・その他事業		○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3
備考				※1 工事請負契約が別であること(国の社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を含むため) ※2 対象経費が重複していないこと ※3 市町村事業の要綱等による					

・住宅エコリフォーム推進事業【R4新規】の併用可否については、補助事業者の確認のこと。